

令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務委託（イノシシ） 仕様書

1. 件名

令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務委託（イノシシ）

2. 委託期間

契約の日から令和8年12月16日まで

3. 業務目的

平成26年5月の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、イノシシが指定管理鳥獣に指定され、都道府県又は国が指定管理鳥獣の捕獲を行うことができる指定管理鳥獣捕獲等事業が創設された。本県においては、当該事業によるイノシシの捕獲を実施することとしており、「令和8年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）」（以下、実施計画）を策定したところである。

本業務は、実施計画の目的であるイノシシの生息域の拡大防止及び豚熱感染拡大のリスク低減を図るため、実施計画に基づき、イノシシの捕獲を行うことを目的とする。

4. 捕獲目標数

県北部 イノシシ 300頭

県中部 イノシシ 130頭

なお、捕獲目標数を達成したとしても、引き続き、6（3）②で規定するわなの設置数、6（3）③で規定する実施日数は必ず実施し、さらなる捕獲を行うこと。

5. 捕獲の考え方

3に示したとおり、本業務委託は、イノシシの生息域の拡大防止等を目的に事業を実施する。実施地域は、イノシシの生息密度が低く、捕獲目標数の達成には相当な捕獲の努力と工夫を要することが想定される。それを念頭に置き、捕獲目標数の達成のための事業実施体制を構築するとともに、イノシシに関する専門的な知識を有した捕獲従事者が捕獲業務に当たること。

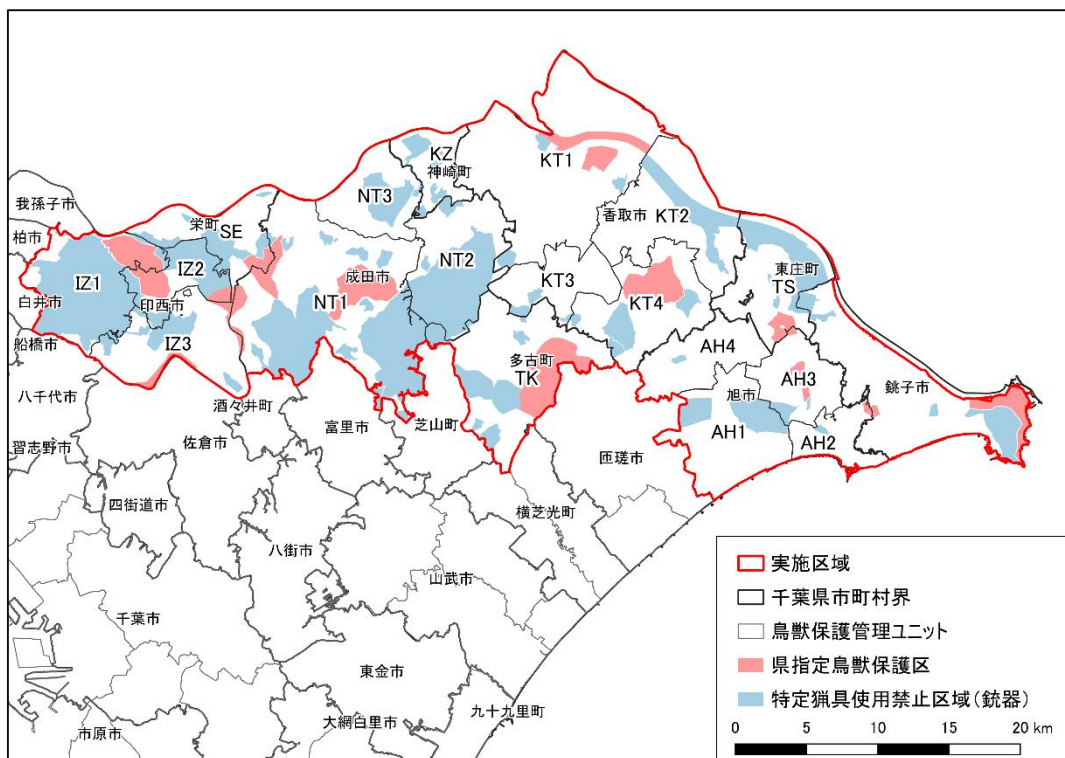
6. 業務内容

(1) 業務の実施場所

① 県北部（豚熱感染拡大のリスク低減）

銚子市、成田市、旭市、印西市、香取市、東庄町、多古町、栄町、神崎町
（図1の赤枠内）

※銚子市（ユニットCH）、成田市（ユニットNT1・NT2・NT3）、旭市（ユニットAH1・AH2・AH3・AH4）、印西市（ユニットIZ1・IZ2・IZ3）、香取市（ユニットKT1・KT2・KT3・KT4）、多古町（ユニットTK）、東庄町（ユニットTS）、栄町※（ユニットSE）、神崎町※（ユニットKZ）。

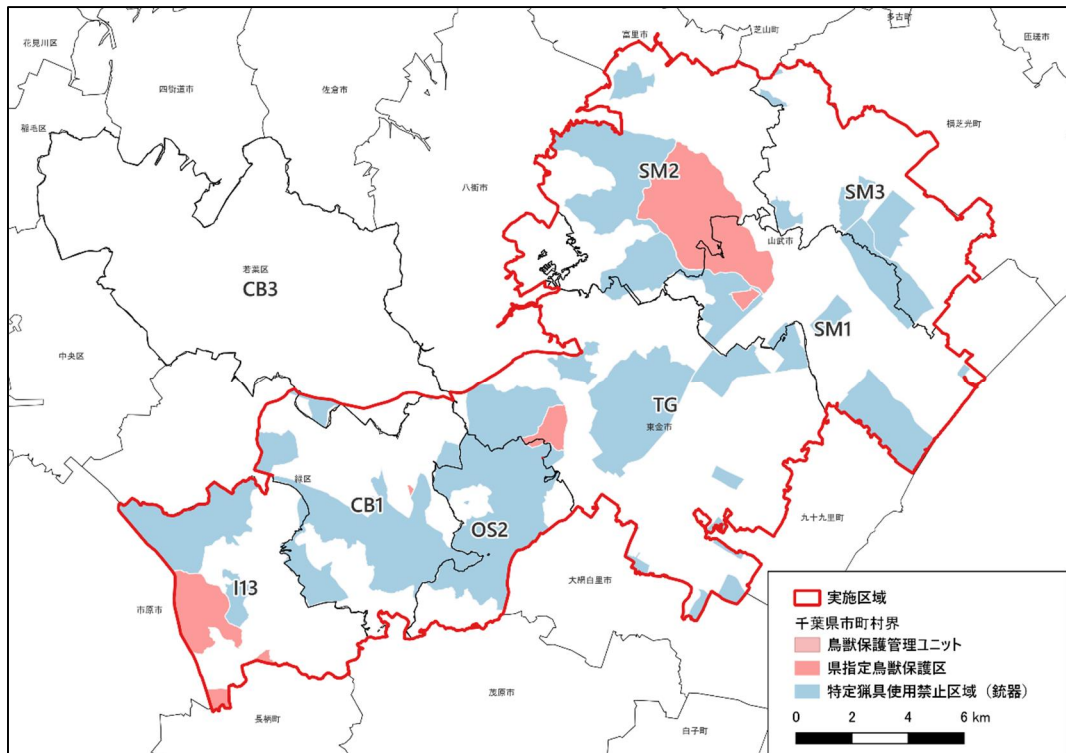


※ 栄町（ユニットSE）、神崎町（ユニットKZ）については、現時点ではイノシシの定着が確認されていないため、わなは設置せず、生息情報の収集に努める。

②県中部（生息域の拡大防止）

千葉市の一部、東金市、市原市の一部、大網白里市の一部、山武市の一部（図2の赤枠内）

※千葉市緑区東部（ユニットCB1）、千葉市若葉区南東部（ユニットCB3の千葉東金道路以南）、東金市（ユニットTG）、市原市北東部（ユニットI13）、大網白里市西部（ユニットOS2）、山武市（ユニットSM1、SM2、SM3）。



（2）業務計画書の作成

実施計画に基づき、県と協議の上、捕獲開始前までに業務計画書を作成し提出する。業務計画書には下記の項目を含めること。

- 業務の概要
- 業務の実施位置及び方法
- 業務において使用する機材及び許可番号等
- 申請及び協議計画
- 安全管理計画
- 緊急時の連絡体制
- 工程計画
- 捕獲個体の処理方法
- 従事者名簿（捕獲従事者（※1）、事業従事者（※2）を含む。）

- (※1) 捕獲従事者：事業において、わなの設置、止めさしなど捕獲の作業に従事する者。
- (※2) 事業従事者：事業において、運転、連絡、わなの運搬・見回り、給餌、捕獲個体の搬出等、鳥獣の捕獲に付随する作業及びデータ入力や契約事務等、捕獲以外の作業を行う者。

(3) イノシシの捕獲作業

実施計画で定められた内容に基づき、以下により関係法令を遵守し本業務を実施する。

①捕獲方法

わな猟

②わなの設置箇所数

県北部では190箇所程度、県中部では90箇所程度のわなを設置する（くくりわなの場合は1箇所あたり複数基を設置する想定）。

ただし、効果的な捕獲の実施、または、当該捕獲目標の達成のために指定以上のわなの設置は妨げない。

③実施日数

6月から11月14日の間で、95日程度（わなの稼働日数。ただし、箱わなは餌づけも含めた期間）。

必ずしも95日間連続で実施する必要はない。

④わなの設置

わなの設置にあたっては、直近の捕獲・目撃情報を踏まえ、事前に関係市町や関係者と調整を図った上で、土地所有者等の了解を得て行う。

また、わなの設置候補地が決定次第、県に報告する（わな設置前に県に報告し、承諾を得ること）。原則として、6（1）で示す各市町に偏りが無いよう、わなを設置すること（栄町、神崎町は除く）。

なお、特にくくりわなを使用する場合については、農地周辺だけでなく山中にも設置すること。また、オスの単独個体のみ確認されている地域よりも、子連れメスが確認されている地域を優先して設置すること。

わな本体に標識を設置するとともに、設置箇所周辺の樹木等に注意標識を設置する。わな本体に設置する標識は金属製またはプラスチック製とし、1字の大きさを縦1センチメートル以上、横1センチメートル以上で、以下の事項を記載する。

○指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲である旨

○事業管理責任者の住所及び氏名

○事業管理責任者の電話番号

○事業実施者

○事業の実施期間

○捕獲しようとする鳥獣の種類

くくりわなは受託者が用意する。また、箱わなは県が受託者に20基程度（およそ1m×1m×2mの両扉式）を貸し出すことができる。当該箱わなを受託者が使用する場合、県が指定する県内の保管場所から受託者が運搬して設置する。箱わなに付属する消耗品（ワイヤーや滑車等）については、受託者が用意する。貸し出し数以上に箱わなを設置する場合は、受託者が用意し設置する。

県が貸し出した箱わなが、捕獲が困難になるほど破損した場合は、破損した箱わなを県が指定する場所（県内）まで受託者が運搬する。

また、県が別途実施する自動撮影カメラによる生息状況調査の結果を参考に、随時わなの設置場所を変更する。

わなの設置日や設置環境等、表1に定める項目を記録し、記録結果をMicrosoft Excelファイルにとりまとめるとともに、設置場所を地図上に記録する。

⑤わなの見回り

わなを設置している期間は、原則1日1回以上見回る、若しくは、同等の捕獲確認措置を行うこと（同等の捕獲確認措置を実施する場合でも、原則として2日に1回以上見回ること）。見回りは、原則として複数人で行い、捕獲目標達成のために適宜わなの設置場所や設置箇所数・基数の変更を行うこと。

表1に定める項目を記録し、記録結果をMicrosoft Excelファイルにとりまとめる（表1については、基本的な記録項目を示したものであり、県と受託者が協議した上で記録項目を決定する）。

⑥止めさし

捕獲された個体は安全かつ適切な方法で止めさしを行うこととし、原則として複数人で実施する。

銃器による止めさしを想定し、実施体制を整える。ただし、安全かつ確実に止めさしすることが可能であれば、銃器以外の方法により止めさしを行ってもよい。なお、止めさしで銃器を使用する場合において、必要に応じて事前に関係機関に通知する。

また、血抜きする場合等については、事前に土地所有者等の了解を得る。

⑦捕獲個体の確認及び処分

捕獲個体の右半身に油性のスプレー等で捕獲個体番号をマーキングする。尾は切断せずに、尾を塗りつぶすようにマーキングを行う。このとき、尾のマーキング前とマーキング後の写真をそれぞれ撮影する。撮影の際には、捕獲従事者本人も尾のマーキング前後の写真に写り込むよう撮影することとし、日付を印字できるカメラを使用する。日付が印字できない場合は、捕獲日・捕獲者氏名・個体番号を記載したホワイトボードや黒板等と一緒に撮影する。

また、(4)で規定する項目を計測・記録した上で、焼却や埋設等により適切に処分する。具体的な処分方法については、事前に県及び各市等の関係機関と協議し決定する(市町によっては焼却できない場合がある)。埋設する必要がある場合は、事前に想定される埋設場所の土地所有者等に了解をとる。なお、解体加工施設へ持ち込む場合は、無償譲渡とする。

⑧錯誤捕獲への対応

対象種以外の動物が捕獲される可能性がある地域のため、受託者は事前に捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に対応する。捕獲した場合の対応については、事前に県及び関係市町と協議する。

なお、錯誤捕獲はイノシシの捕獲効率の低下につながるため、錯誤捕獲の低減に努める。

さらに、錯誤捕獲された捕獲個体についても、状況確認のため6(3)⑦と同様の措置をとる。

⑨わなの撤去

捕獲作業が終了次第、設置したわなを全て撤去する。箱わなについては、県が指定する県内の保管場所まで運搬し、必要な場合は解体する。

⑩作業日報の作成・従事者の写真撮影

わな設置からわな撤去までの作業状況について、別添の様式1により作業日報を作成する。なお、様式1に記載する事項が網羅されていれば、様式の体裁は問わない。

また、従事した人数、従事者が写真で確認できるよう、業務に従事した際には、従事者の集合写真を撮影する。撮影の際には、日付を印字できるカメラを使用する。日付が印字できない場合は、捕獲従事日・捕獲従事場所・従事人数を記載したホワイトボードや黒板等と一緒に撮影する。

⑪その他

わなの設置及び見回りの際には、県が貸与する腕章を着用するとともに、

捕獲従事者証を携帯する。また、業務上、連絡用無線機を使用する際には、デジタル簡易無線を使用する。

捕獲にあたっては、県が策定した『野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置マニュアル』に則り、必要な防疫措置を講ずること。

また、わなの設置場所及びその周辺で銃による有害鳥獣捕獲が実施される場合には、状況に応じ設置しているわなの一部もしくは全部を県の了解を得て、必要期間解除すること。

(4) 捕獲個体のモニタリング調査

捕獲したイノシシは、捕獲個体記録票（様式2）を個体ごとに作成し、記録結果を表2により Microsoft Excel ファイルにとりまとめる。

同様に、錯誤捕獲された個体については、表3により Microsoft Excel ファイルにとりまとめる。

(5) 業務打ち合わせ

業務の実施にあたって、3回程度、自然保護課にて県と打合せを行う。業務開始時（5月）に1回、捕獲作業終了後（11月）に1回実施する。

また、6（3）③で規定する実施日数の前半が終了した時点で、捕獲目標の達成が困難であると見込まれた時は、捕獲数を増やすための方策について県と打合せを行い、必要に応じてわなの設置場所や捕獲方法等を見直す。

(6) 報告書作成

業務内容を取りまとめ、報告書を作成する。なお、1～2ページの概要版を作成し報告書に盛り込むこと。

(7) 捕獲報告

月ごとに捕獲の結果を取りまとめ、翌月5日までに表4により県に報告する。

7. 安全対策

捕獲を実施する上では、地元住民や捕獲従事者等の安全確保を最優先事項とする。

(1) 地域への周知

必要に応じ関係者や関係機関、地元住民に対し、事前に事業内容を周知する。具体的な周知の方法や対象者については、県及び関係市町と協議した上で決定する。また、必要に応じ実施区域内に注意看板を設置する。

(2) 入林届等

国有林、県有林内に入林する場合は、事前にそれぞれを管理する機関に届出等を行う。

8. スケジュール

下記のスケジュールを目安として業務を行う。

月	内容
6月中旬	契約 1回目打ち合わせ
6月下旬～	関係市町や土地所有者等との調整 地元住民等への事前周知 捕獲開始
8月～9月	2回目打ち合わせ（必要に応じて実施）
11月14日	捕獲終了
11月中旬～下旬	3回目打ち合わせ
12月16日	成果物提出期限

9. 留意点

- (1) 県の承諾を得た場合に限り、委託業務の一部を再委託することができる。ただし、捕獲作業に直接係る内容については、認定鳥獣捕獲等事業者（イノシシ、わな）に限る。
- (2) 銃器による止めさしについては、認定鳥獣捕獲等事業者（イノシシ、装薬銃または空気銃）、もしくは認定鳥獣捕獲等事業者（イノシシ、装薬銃（銃器を使用した止めさし））に限る。
- (3) 捕獲にあたっては、できる限り成獣メスを捕獲するよう努めること。

10. 経費の負担区分

県が貸与する箱わな（20基程度）以外で業務遂行上必要な経費は、受託者が負担すること。

11. 成果物

業務報告書：1部

作業日報及び各種記録票：1式

業務報告書及び各種データ（6（3）④及び⑤、6（4）で収集・記録したデータ）を収納した電子媒体（CD-ROM）：1式

1 2. 成果物の取扱い

本業務の成果にかかる一切の権利は千葉県に帰属するものとし、県の許可なく他者に公開してはならない。

1 3. 機密情報及び個人情報

受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理する。

1 4. 記載外事項

本仕様書に定めのない事項については県の指示に従うこと。

1 5. その他

- (1) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- (2) わなの設置期間や設置数が本仕様書で規定する数量に達しなかった場合は、契約額の変更を行う。
- (3) 事業実施が困難な状況が生じた場合は、受託者と千葉県が協議の上、本仕様書の一部を変更する場合がある。それに伴い、契約金額に変更が生じる場合は、変更契約を締結する。
- (4) 表1～表4及び様式1・2については、受託者と県が協議の上、一部を変更する可能性がある。
- (5) 県は必要に応じて、捕獲の実施状況及び現場等の調査を実施できる。
- (6) 受託者は、捕獲に関する業務が完了した場合には、効力が失われた日から30日以内に、事業が中止された場合又は契約が解除された場合（以下「契約が終了」という。）は、速やかに従事者証を返納する措置を講じなければならない。
- (7) 受託者は、捕獲従事者に対し適切な実包管理について指導を徹底するものとする。
 - 受託者は、捕獲従事者の実包管理の状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証又は猟友会が発行する無許可譲受票の記載内容と実際の実包を確認するなど、常に捕獲従事者ごとに数量等を把握しておかなければならない。
 - 受託者は、捕獲従事者ごとの実包の譲受予定数量について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、捕獲等業務計画書に記載しなければならない。
 - 受託者は、捕獲従事者ごとの実包の使用状況等（譲受数量、使用実績数量、残数量、残弾の取扱い（狩猟又は許可捕獲業務に転用、廃棄など））について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、業務報告書に記載しなければならない。
- (8) 受託者は、捕獲従事者が指定管理鳥獣捕獲等事業に使用するため無許可

譲受により譲り受けた実包を転用する場合は、あらかじめ発注者の確認を受けなければならない。

- (9) 受託者は、捕獲に関する業務が完了又は契約が終了した場合には、速やかに無許可譲受票を返納する措置を講じなければならない。

表1 わなの記録項目（設置箇所単位）

わな番号	わな種	市町村名	メッシュ	ユニット	設置基数	設置開始	設置終了	捕獲頭数	空はじき数	捕獲個体番号	備考
1	くくりわな	A市	〇〇	××	2	7月1日	9月10日	3	2	A-1、A-5、A-7	
1-2	くくりわな	A市	□□	△△	3	9月11日	10月20日	0	0		わな番号1を移設
2	箱わな	A市	〇〇	××	1	7月1日	10月20日	1		A-2	

※わなの移設に伴い、メッシュ番号が変わる際はわな番号を新しく振り、別の行に記載する。

表2 捕獲個体の記録項目

捕獲個体 番号	わな番号	捕獲年月日	住所(大字まで)	メッシュ	ユニット	性別	齢区分	体重 (kg)	頭胴長 (cm)	後足長 (cm)	メスの場合	止め刺し 方法	処分方法	備考
											泌乳の 有無			

※ 齢区分は幼獣か成獣の2区分。イノシシは、体表に縞模様がある個体を幼獣、縞模様がない個体を成獣とする。

※ 体重及び頭胴長並びに後足長は実測値を記載すること。

表4 捕獲実績の報告

捕獲実績の報告（令和 年 月分）

受託者名

捕獲月	対象 鳥獣名	地域	捕獲頭数 (頭)	捕獲個体処理頭数及び内訳								委託した際の 捕獲目標
				埋設 (頭)	焼却 (頭)	放置 (頭)	利活用					
							利活用計 (頭)	うち食肉 (頭)	うちペット フード(頭)	うち自家 消費(頭)	その他 (頭)	

様式 1

作業日報

(記入者名) _____

1. 作業日時

2. 作業場所

3. 天候

4. 作業内容 (捕獲従事者)

氏名	作業内容

5. 作業内容 (事業従事者)

氏名	作業内容

6. 連絡・特記事項

